

大学共同利用機関法人人間文化研究機構の研究教育職員の任期に関する規程

〔平成19年 3月26日〕
規程第118号

一部改正 平成20年 3月28日

一部改正 平成21年 9月 9日

一部改正 平成25年 3月26日

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第6条により準用する同法第5条第2項の規定に基づき、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）の研究教育職員の任期について定めることを目的とする。

(任期を定めうる組織)

第2条 各機関における法第4条第1項第1号に掲げる組織に該当する組織は、機関の運営会議の議に基づき、機関の長が定めるものとする。

(任期を定める場合)

第3条 次の各号に掲げる研究教育職員の職に任用する場合には任期を定めるものとする。

一 助教

二 機関の運営会議の議に基づき、機関の長が、機関の目的達成のため任期を定めることが適切と認める職

(任期の期間)

第4条 前条の任期の期間は、機関の運営会議の議に基づき、5年を超えない範囲内で、機関の長が定めるところによる。

2 前項の任期は、2以上の期間（機構における有期雇用職員としての契約期間であり、かつ、平成25年4月1日以降に開始される雇用契約に限る。）を通算して5年を超えてはならないものとする。

3 前項に定めるもののほか、この規程における2以上の期間を通算した契約期間（以下「通算契約期間」という。）の取扱いは法令等に定めるところによる。

(再任)

第5条 任期を定めて任用された研究教育職員は、再任しない。ただし、機関の運営会議の議に基づき、機関の長が特段の必要を認めるときは、通算契約期間が5年を超えない範囲内で、前条第2項の任期が満了した研究教育職員を1年以上3年以下の任期を定めて再任することができる。

(総合地球環境学研究所における研究教育職員の任期の特例)

第5条の2 前2条の規定にかかわらず、総合地球環境学研究所において特定の研究プロジェクト又は特定の事業の計画を達成するために任期を定めて任用する研究教育職員の任期については、機構長が別に定める。

(定年による任期の末日)

第6条 任期を定めて任用する場合の任期（前条による再任の場合の任期を含む。）の末日は、定年退職日までの範囲内で定めるものとする。

（任期付任用の同意）

第7条 第2条から第6条までの規定により、任期を定めて研究教育職員を任用する場合には、当該任用される者の同意を得なければならない。

（任期途中の退職）

第8条 任期を定めて任用された研究教育職員は、当該任期中（当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。）であっても、その意思により退職することができるものとする。

（規程の公表）

第9条 この規程は、機構のホームページへ掲載する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に新たに採用される者について適用する。
- 2 この規程の施行日において、任期を付されず在職する助手を助教に任用する場合は、第3条の規定にかかわらず、任期を付さないことができる。
- 3 この規程の施行日において、任期を付された職に在る者を当該職に相当する新たな職に任用する場合には、第4条の規定にかかわらず、従前の任期の残任期間を任期として付するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、同日以降に新たに採用される者について適用する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の本規程（以下「旧規程」という。）により、任期を付されて任用されている研究教育職員のうち、この規程の施行日以降も引き続き任期を付されて在職する研究教育職員又は平成20年4月1日付けで再任される研究教育職員の再任に関する事項については、旧規程を適用する。
- 3 この規程の施行前に旧規程により既に選考を終了した者及び選考手続が進行中の者については、旧規程を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、独立行政法人国立国語研究所（以下「旧国語研」という。）に在職しており、旧国語研の解散により施行日において機構国立国語研究所に身分を

承継された職員で助教となった者には、第3条の規定にかかわらず、任期を付さないことができる。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。